

一般廃棄物第 2 最終処分場濃縮水処理施設の稼働状況及び固化物処理の
課題への対応について（報告）

令和 5 年 9 月から稼働を開始した濃縮水処理施設における、令和 6 年 11 月までの施設の稼働状況及び固化物処理の課題への対応について報告します。

1 施設の稼働状況及び処理実績等

(1) 施設の稼働状況

濃縮水処理施設は、第 2 最終処分場内の塩類を固化し、外部へ搬出することを目的として、処分場設置者の環境プラント工業㈱が建設した施設である。

① 令和 5 年度

項目	計画値	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均	達成率
稼働日数（日）	—	7	14	15	14	24	23	24	17.3	—
濃縮水処理水量（m ³ /日）	19.6	24.9	24.6	27.9	23.7	25.2	26.7	25.3	25.5	130%
固化物処理量（t/月）	45	—	11.28	11.88	12.13	15.82	16.05	12.28	11.35	25%

② 令和 6 年度

項目	計画値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	平均	達成率
稼働日数（日）	—	23	22	27	28	23	26	30	30	26.1	—
濃縮水処理水量（m ³ /日）	19.6	26.3	24.7	20.3	25.3	21.5	23.0	24.5	25.0	23.8	121%
固化物処理量（t/月）	45	12.56	14.54	18.51	19.11	11.62	18.38	18.66	22.74	17.01	38%

(2) 固化物の処理実績（令和 5 年 9 月から令和 6 年 11 月まで）

- ① 計画処理量 675.00 t（45 t/月×15 月）
- ② 処理実績量 215.56 t
- ③ 処理達成率 31.93%（②÷①）
- ④ 未処理量 459.44 t（①－②）

2 固化物処理の課題及びその対応について

(1) 課題

- ・ 処理達成率が 31.93%にとどまっており、現在の稼働状況が継続した場合、最終処分場の閉鎖見込時期（令和 31 年度末）までに、塩類の処理が完了しない状況であることから、原因の究明を行い、早急に固化物処理量の改善を図る必要がある。
- ・ 令和 6 年 11 月末時点で、未処理量が約 460 t 発生しており、閉鎖時期までに未処理量の解消を図る必要がある。

(2) 課題への対応（別紙1及び別紙2のとおり）

① 原因究明

- ・ 埋立地内の状況について、浸出水中の塩化物イオン濃度のピーク時（R3. 5月測定 29,000mg/L）と令和6年11月測定時（6,700mg/L）を比較すると、令和4年7月に局地的大雨への対策として敷設しているシートを、埋立場所の変更に伴い移設（一部更新）して以降、塩化物イオン濃度が低下しつづけている。
- ・ このことから、移設したシートが塩化物イオン濃度の高い埋立物への雨水の浸透を妨げ、塩類の洗い出し効果が薄れたのではないかと考えられる。
- ・ 令和6年10月に移設したシートの直下へ濃縮水処理水を返送し、塩化物イオン濃度を測定したところ、下げ止まりを確認した。
- ・ 現在はシートの開削箇所を増やし、引き続き塩化物イオン濃度の変動を観察し、原因の特定に努めているところである。

② 未処理量の解消（別紙3のとおり）

- ・ 塩化物イオン濃度が 15,000mg/L（固化物処理量 45 t/月を満足する数値）まで上昇し、濃度が回復した場合、現在の濃縮水処理水量は計画値の約 120%の実績があることから、現状の処理水量を安定的に維持した場合、固化物処理量の計画値の 10%増（45t/月→49.5t/月）の処理は十分可能となる。
- ・ この場合、今後約 14 年間でこれまでの未処理量（459.44t）の処理が見込め、最終処分場の閉鎖見込時期（令和 31 年度末）までの間に塩類の処理が完了する見通しとなる。
- ・ なお、上記の濃縮水処理水量及び固化物処理量の増に要する経費は、最終処分場等委託料のうちの固定費（施設維持管理費）に該当することから、追加費用は発生しないことを受託者と確認している。

3 当面の対応

現状の塩化物イオン濃度が低下した状態であっても、最大量の固化物処理が行えるよう、施設運用面で固化物処理量の改善を図る対応を行っている。

- ・ 固化設備の設定変更や調整を実施し、処理効率の向上を図る。
- ・ 設備が安定的に稼働するよう維持管理を行い、運転時間の増加を図る。
 - この対応により令和6年11月の固化物処理量は増加が確認されている。
(10月:18.66t→11月:22.74t)

【参考】 令和5年9月から令和6年11月までの間の固化物処理に要した費用

128,586,095円

（内訳）最終処分等業務委託料

固定費 施設維持管理費 117,915,875円（7,861,058円/月×15月）

変動費 固化物外部処理費 10,670,220円（49,500円/t×215.56t）

資料 1 別紙 1

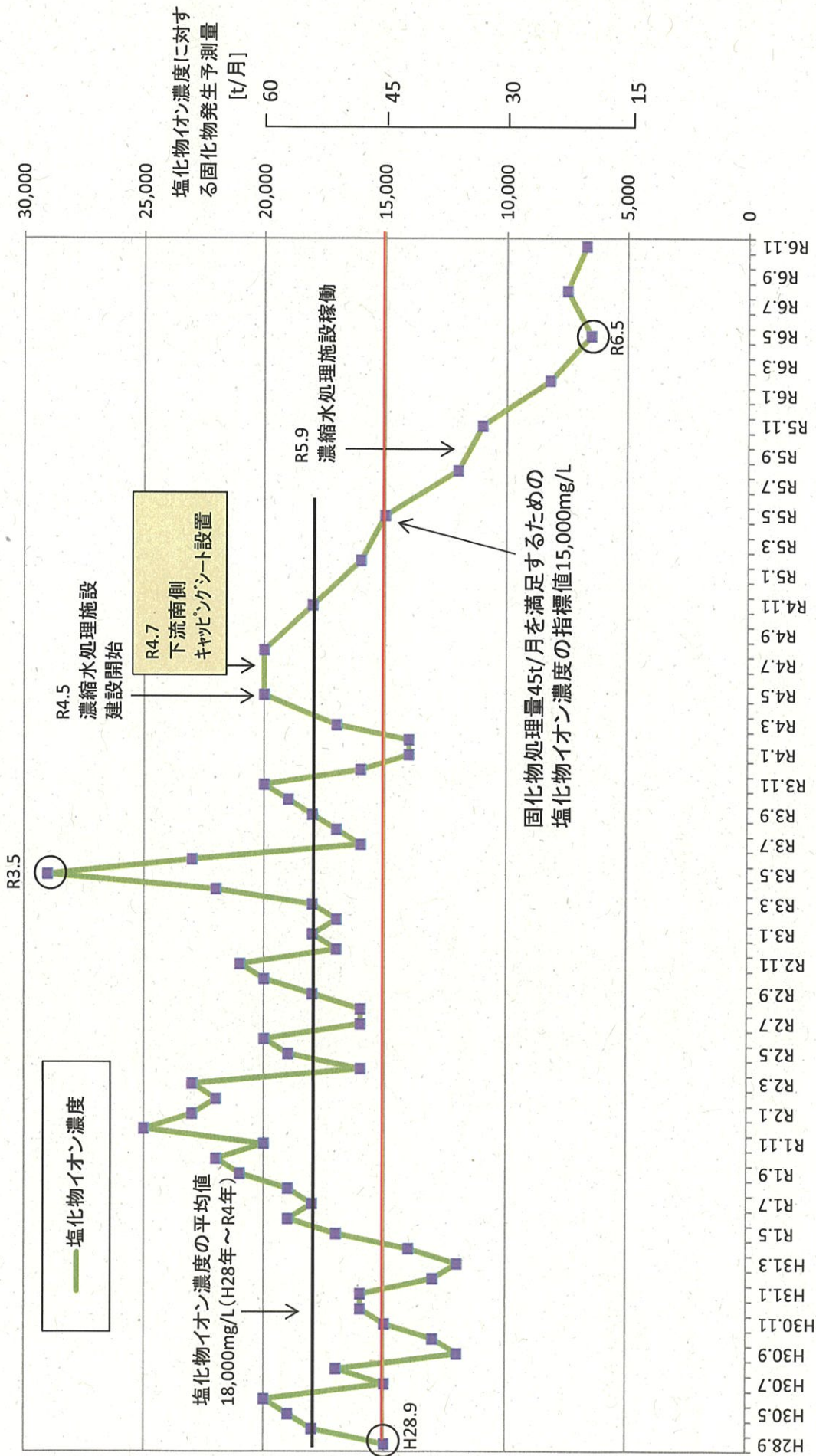
令和 7 年 1 月 30 日

ごみ処理施設等調査特別委員会

事務局施設管理課

浸出水中の塩化物イオン濃度の推移

塩化物イオン濃度
[mg/L]



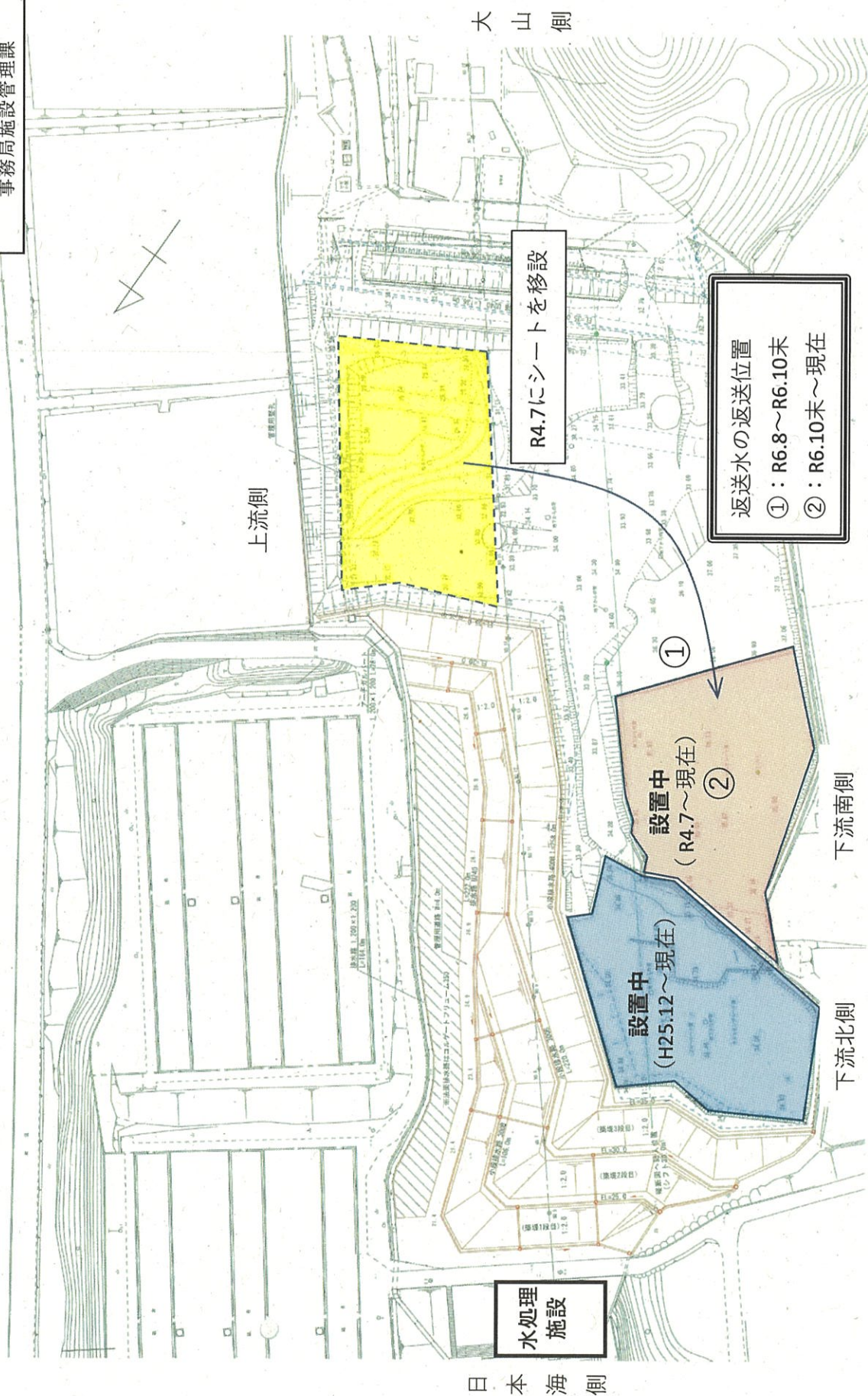
資料 1 別紙 2

令和 7 年 1 月 30 日

ごみ処理施設等調査特別委員会

事務局施設管理課

シートの設置状況



※ 設置中のシートは、局地的な大雨発生時に、地中に浸透しなかった表流水が浸出水集水管を通して直接水処理施設に流入すること、また表流水によってガス抜き管に土砂が流入することを防ぐためのもので、現在、埋立区域面積31,825㎡に対して6,594㎡（約20％）の範囲に敷設している。

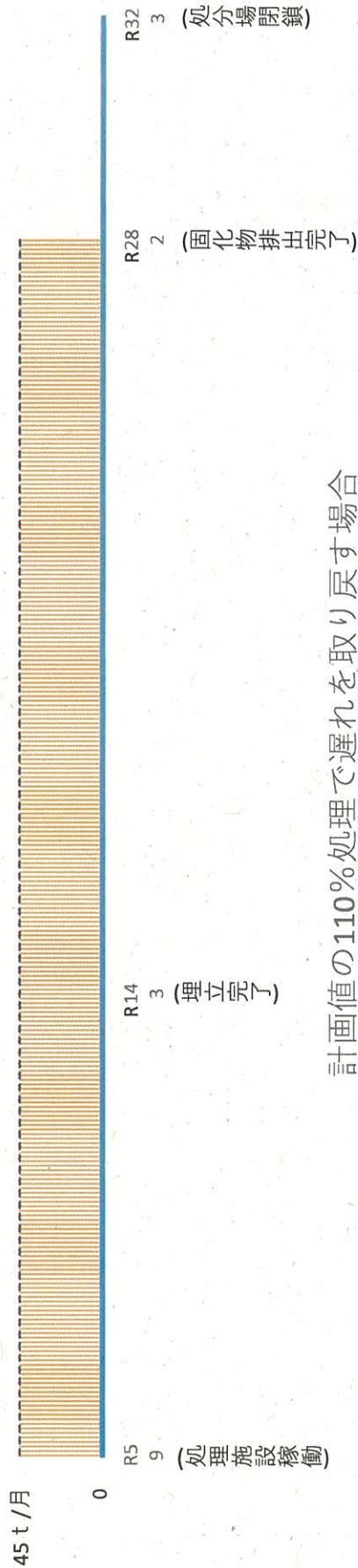
資料1別紙3

令和7年1月30日
ごみ処理施設等調査特別委員会
事務局施設管理課

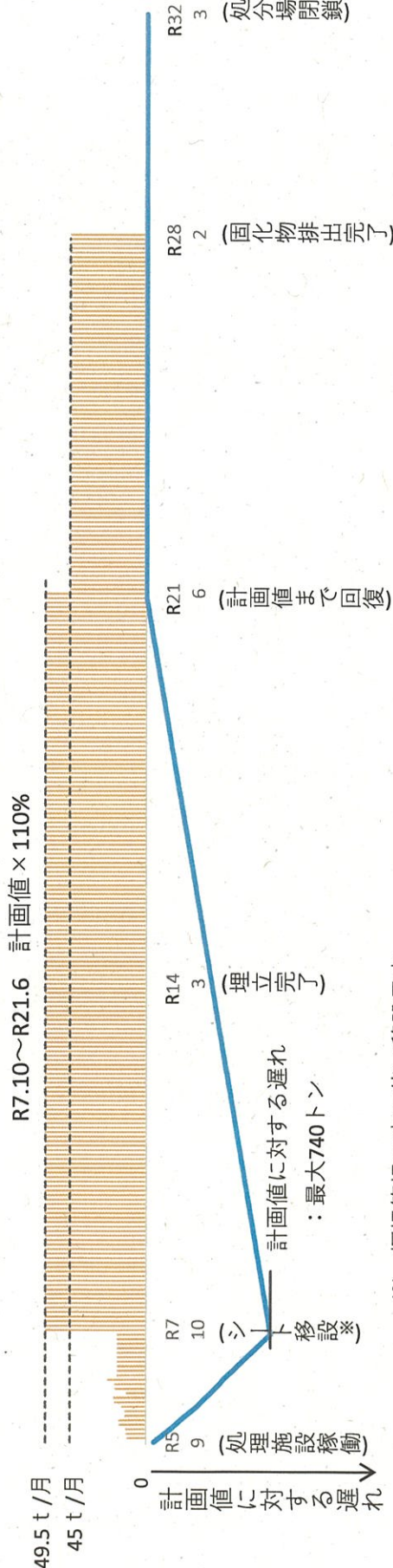
固化物の未処理量への対応

■ 固化物処理量
— 計画値との差

R5.9から計画通り処理できていた場合



計画値の110%処理で遅れを取り戻す場合



※ 堰堤築堤工事に伴い移設予定

資料 2

令和 7 年 1 月 3 0 日
ごみ処理施設等調査特別委員会
事務局 総務課

新しい一般廃棄物処理施設の建設に係る構成市町村の財源確保の状況について

令和 14 年度に供用開始を予定しているごみ処理施設の建設に係る財源確保に関する構成市町村の基金の状況について、構成市町村における各年度末の基金残高は下表のとおりです。

【構成市町村ごとの積立目標額と令和 6 年度末基金残高】

【単位：千円】

区分	積立 目標額	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
米子市	2,204,591	242,000	484,006	726,012	968,030			
境港市	561,060	63,000	126,000	149,000	249,000			
日吉津村	141,611	10,000	25,000	55,000	90,000			
大山町	311,960	過疎対策事業債の活用						
南部町	239,471	34,076	69,574	87,706	113,878			
伯耆町	245,074	250,000	350,000	450,000	520,000			
日南町	151,825	過疎対策事業債の活用						
日野町	133,370	過疎対策事業債の活用						
江府町	129,746	過疎対策事業債の活用						
合計	4,118,708							

※ 新しい一般廃棄物処理施設の建設に係る財源確保について

令和 14 年度供用開始予定のごみ処理施設の建設に係る財源について、構成市町村において、基金への積立や過疎対策事業債の活用により対応しようとするもの。

※ 積立目標額について

4,118,708 千円・・・建設費に係る一般財源分（R10 年度から R13 年度分）

※ 積立期間について

積立期間は、令和 3 年度から令和 9 年度までの 7 年間を想定。

新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況について

1 中間処理施設（米子市彦名町地内）の地元対応の状況

(1) 一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の検証結果に関する地元説明会の状況と今後の対応

- ・令和 6 年 11 月 8 日から 19 日までの間、彦名校区自治連合会の全 15 自治会を対象とした地元説明会を開催した。
- ・地元説明会でいただいたご意見、ご質問については、本組合より質疑応答集を作成し、回答することとした。なお、昨年度に実施した地元説明会でいただいたご意見、ご質問についても、この質疑応答集に含めて回答することとした。
- ・質疑応答集については、令和 6 年 12 月 27 日に開催された彦名校区自治連合会の自治会長会において決定された説明方法に基づき、説明を行うものとする。

【彦名校区各自治会への説明方法】

- ① 質疑応答集は、彦名校区の全 15 自治会の会員に配布する。
- ② 関係自治会（周辺区域（施設敷地境界から 200m 以内の区域）内に係る自治会をいう。）及び隣接自治会（関係自治会に隣接する自治会をいう。）を対象とした説明会を個別に開催する。
 【関係自治会】8 区、9 区、9 区－1、10 区
 【隣接自治会】7 区、11 区
- ③ ②以外の自治会を対象とした説明会は、合同で開催する。
 【1～6 区、12～14 区】

(2) 質疑応答集に関する説明会の開催日程

各自治会長との日程調整の結果、下記の日程で説明会を開催する。

開催時期	対象自治会
令和 7 年 2 月 12 日～21 日	○個別開催 ・関係自治会（8 区、9 区、9 区－1、10 区） ・隣接自治会（7 区、11 区） ○合同開催 ・1～6 区、12～14 区

2 最終処分場（米子市新山・陰田町地内）の地元対応の状況

- ・口陰田自治会及び奥陰田自治会は、既に同意書を受理済みであり、同意書に付された同意条件については、書面にて回答済みである。今後、自治会内で取りまとめられる地域振興策の実施について、協議することとしている。
- ・新山自治会より、令和7年1月22日に同意書を受理した。今後、同意条件に対する回答を行う予定。
- ・未だ同意の可否について意向を示されていない安来市吉佐町自治会に対し、同意をいただけるよう、引き続き丁寧な説明を行っていく。
- ・関係自治会に対する地元説明、同意書の受理の状況及び関係住民等に対する説明会の開催結果は、次のとおりである。

【地元説明・同意書の受理の状況、関係住民等の説明会の開催結果】

対象		地元説明等の状況	同意書の受理等の状況
関係自治会	米子市 口陰田自治会	・地域振興策について、自治会内で協議いただいているところ。	・令和6年10月18日同意書の受理 ・令和6年11月8日同意条件に対する回答の提出
	米子市 奥陰田自治会	・地域振興策について、自治会内で協議いただいているところ。	・令和6年10月23日同意書の受理 ・令和6年11月11日同意条件に対する回答の提出
	米子市 新山自治会	・令和6年12月4日に検証結果等に関する説明会（非公開）を開催し、先進地視察の意向調査や本事業に対する同意の可否等の協議についてお願いした。 ・自治会において、先進地視察の参加に関するアンケート調査を行った結果、参加希望者はなかったとのこと。 ・令和7年1月19日開催の自治会総会において、 <u>同意することが決定された。</u>	・令和7年1月22日同意書の受理 （今後、書面にて同意条件に対する回答を行う予定）
	安来市 吉佐町自治会	・令和6年10月19日に検証結果等に関する説明会（非公開）を開催し、先進地視察の意向調査や本事業に対する同意の可否等の協議についてお願いした。（地下水への影響を懸念する質問に対し、回答済み。） ・令和7年1月19日に自治会総会が開催され、先進地視察の実施について、継続して協議されることとなった。	未受理
関係住民等	施設敷地境界から500m以内の区域の居住者、事業者、営農者	・同意書を提出いただいた口陰田自治会及び奥陰田自治会の区域を対象に、説明会を開催した。 【開催結果】	
		1/18 奥陰田自治会 参加者6名（対象者36名）	・最終処分場の建設に関する事務を進めていくことについて、出席者全員のご理解を得た。 ・欠席者についても、後日、個別説明を行うなど、丁寧に対応することとしている。
		1/19 口陰田自治会 参加者14名（対象者28名）	

(参考)

○ 地元対応の経過及び今後の予定

中間処理施設及び最終処分場の地元対応の経過及び今後の予定は、次のとおりである。

中間処理施設		最終処分場	
12/27	彦名校区自治会長会 ・これまでの地元説明会で出されたご意見・ご質問に対する回答方法(質疑応答集に関する説明会(以下「説明会」という。))の協議・決定 ↓	12/4	新山自治会説明会 ・先進地視察の実施や同意の可否の協議についてのお願い
1/6	説明会の開催を確認	1/18 ～19	関係住民等への説明会の開催 (1/18 奥陰田自治会・1/19 口陰田自治会) ※対象範囲: 周辺区域(施設敷地境界から500m以内の区域)内であって、同意書を提出いただいた口陰田及び奥陰田自治会の区域 ※対象者: 対象範囲の居住者・事業者・営農者
1/7～	各自治会との日程調整		
1/14 ～	説明会資料の印刷発注 ↓		
1/22	説明会資料納品 ↓	1/19	新山自治会総会 ・同意の決定
1/24 ～	各自治会へ資料配布 ↓ 住民への周知のため、配布後2週間程度の期間を空ける。 ↓	1/19	安来市吉佐町自治会総会 ・先進地視察の実施について、自治会内で継続して協議中
2/12 ～	説明会の開催 ↓	1/22	新山自治会からの同意書の受理
2/21	説明会終了 (今後の対応については、地元と調整)		※ 吉佐町自治会の希望に応じ、先進地視察を実施

令和6年10月19日開催の地元説明会において、依頼済み

